

登米市 消費生活通信

2020年 第2号

コロナ禍による消費生活トラブル

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、様々な相談が寄せられています。

【事例 1】 注文した覚えのないマスクが届いた。

荷物が届き開封したところ、注文した覚えのないマスクが50枚入っていたが請求書などは入っていなかった。

【アドバイス】

注文した覚えのない物が届いた場合、まずは受け取り拒否をしてください。受け取ってしまった場合はそのまま14日間保管し、処分してもかまいません。また、代引き配達での受け取りにも注意しましょう。

【事例 2】 不審なメール

スマートフォンに「マスクを無料で送るので、ご確認ください」との不審なメールが届き、連絡先の記載がある。

【アドバイス】

個人情報や伝えたりせず、心当たりのない送信元には絶対にアクセスしないようにしましょう。

定期購入トラブル

通信販売などを利用した定期購入トラブルが増えています。

【事例】初回無料、初回500円などの広告を見て、健康食品や化粧品を注文したところ、翌月も商品が届き、定期購入であることがわかった。解約しようとしたら高額な料金を請求された。

【アドバイス】

いつでも、どこからでも注文をすることができ便利な通信販売ですが広告内には契約に関する重要なことが記載されています。注文前には広告や注文画面などをよく確認し、解約・返品ができるかどうか、できる場合はその条件などを確認しましょう。



消費者庁イラスト集より

借金の返済に困ったら



消費者庁イラスト集より

新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事を失ったり収入が減ったりしたことが原因で、クレジットカードや住宅ローンなどの借金の返済に困っていませんか？ また生活費を補うために借金し、その返済のために借金をするという多重債務に陥っていませんか？ もし借金の返済に困った場合には、一人で抱え込まず早目に専門機関に相談することで解決を図りましょう。

～多重債務の解決には下記の4つの方法があります～

○任意整理

裁判所を使わずに、弁護士や司法書士が代理人として金融業者等の個々の債権者と交渉し、借金の返済金額などの返済条件を変更する手続きです。専門家が間に入ることで、無理のない適切な返済が行えます。

<注意点>債権者が合意しなければ成立しません。

○特定調停

簡易裁判所の調停を利用して、債権者と返済方法や返済額を見直します。裁判所の調停委員が間に入り、和解の成立を目指します。書類作成や裁判所に向くなど手続きを自分で行いますので、費用が少額で済みます。

<注意点>返済が滞ると強制執行や一括請求されます。

○個人再生

地方裁判所に申し立てて、債務を大幅に圧縮して返済を継続し、3～5年の期間で支払うことを条件に返済を完了する手続きです。残債務が大幅に圧縮されます。ただし給与等の定期的な収入が必要です。住宅ローン特則があり住宅を残すことができます。

<注意点>手続きが複雑で時間や費用がかかることがあります。

○自己破産

地方裁判所に申し立てて、財産を債権者に分配したうえで、残った借金を全額免除してもらいます。

<注意点>住宅や自動車などの所有資産を失う可能性があります。

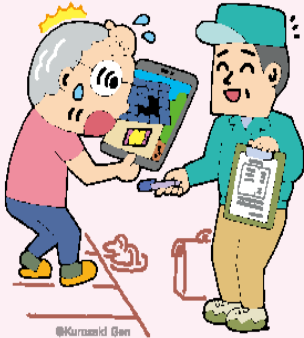
※どの方法を選択するかは、個々人の状況によって異なります。

注目情報

見守り 新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。

保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら「修理の必要はない」と言われた。申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。
(80歳代 男性)



災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

発行：(独) 国民生活センター 見守り新鮮情報第371号抜粋 本文イラスト：黒崎 玄

子どものまわりにあるさまざまな危険をお知らせする

子どもサポート情報

第146号
2019. 8. 6

子どもがオンラインゲームで 無断決済！ 家庭内でルール作りを！

事例 携帯電話会社から
キャリア決済の

支払額が限度額の10万円を超えるという通知が届いた。家族に聞くと、小学生の娘が私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたことが分かった。こっそり盗み見たパスワードを入れてゲームをダウンロードし、課金したという。娘は、お金を払っているという感覚もなくゲームを進めていたようだ。
(当事者：10歳 女兒)



ひとこと助言

- 災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 保険の適用対象となるかは、自分が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。

ひとこと助言

- 子どもがオンラインゲームで課金し、高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカードを利用してしまっのほか、携帯電話のキャリア決済を無断で利用するケースも見られます。
- クレジットカードやキャリア決済のパスワードの管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知をもらう設定にするのもひとつの方法です。
- 周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法などを理解し、日頃から子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合ひましょう。

発行：(独) 国民生活センター 子どもサポート情報第146号抜粋 本文イラスト：黒崎 玄

●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談下さい (消費者ホットライン 188)

ご利用ください

「出前講座」や「啓発用資材の貸し出し」を行っています

出前講座

相談員が地域の集会や会議などに出向き消費者トラブル未然防止のために、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話します。また専門の講師の派遣も行います。講座は**無料**です。日程調整などの必要があるため、**早めにご連絡**をお願いします。



消費者庁イラスト集より

啓発用資材

悪質商法の事例などを紹介した啓発用DVDや消費者啓発用パネルなどを貸し出しています。貸し出しは**無料**です。



消費者庁イラスト集より

◎ 消費生活に関する相談、出前講座などのお問い合わせは下記宛にご連絡ください。

登米市消費生活相談窓口

☎ 0 2 2 0 - 5 8 - 2 1 1 7

登米市南方町新高石浦 1 3 0

(登米市南方庁舎 市民生活課内)

(相談時間 月～金 8:30～16:30)

消費者ホットライン「188 (いやや)」でもつながります。